

## 1. 鎌倉広町緑地実施設計等策定の概要

### 1-1. 鎌倉広町緑地実施設計等策定の前提

「鎌倉広町緑地」は、平成13年6月に改訂した「鎌倉市緑の基本計画」において都市公園の種別の中の「都市林」として保全を図ることとし、平成17年6月28日付けの都市計画決定告示を受け、平成27年度当初の開園に向け、順次用地取得を進め、市民活動団体との協働による緑地の保全・活用等の一部試験施工やそれらに対するモニタリングの実施等を行っている。

鎌倉広町緑地実施設計(以下「実施設計」とする。)は、市民と市民活動団体等(以下「市民等」とする。)と鎌倉市とが協働で創り上げる鎌倉広町緑地について、先に確定した「基本構想」「基本計画」に基づき策定された「基本設計」の内容を前提とし、設計条件との整合を図り、技術的、デザインの、経済的な見地から、計画地の施設の配置、形状、内容、構造、植栽等の規模、園路、管理事務所、トイレ等の詳細な検討を進め、工事に必要な詳細図書の作成等を行うものである。

なお、実施設計の策定に際しては、市民活動団体等による保全活動の実績や、モニタリングの結果を十分に反映するとともに、当該緑地に展開する谷戸の湿地や尾根筋の樹林地等の豊かで多様な自然環境の特性や、健康志向や自然とのふれあいを求める社会的ニーズの高まり、更には多くの市民意見等を十分踏まえたものとする。

### 1-2. 対象地の概要等

- ① 所在地：鎌倉市腰越字室ヶ谷 811 番 外
- ② 都市公園区分：都市林
- ③ 面積：約 48.1ha (都市計画決定面積)
- ④ 地区の指定：第2種風致地区(良好な自然環境を有し、または周囲に特に良好な自然環境が存在し、これらの自然環境と融和した土地利用がなされるよう建築物の建築等を規制する必要がある土地の区域)
- ⑤ 都市計画区域種別：市街化区域(第一種低層住居専用地域)、一部市街化調整区域あり

#### 【都市林とは】

『都市林』とは、平成5年の都市公園法施行令の改正により新たな都市公園として加えられた、主として動植物の生息地または生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園。都市でまだ自然環境が残されている地域を中心として、市街地やその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等における、野生動物の保護、都市気候の改善を目的とした都市公園であり、都市の生活環境を維持、向上させるという機能の発揮を目的としたものである。

#### 【地名等の呼称について】

実施設計において使用する区域、エリア及び場所の呼称は、「基本構想」「基本計画」「基本設計」において既に使用されているものについては、そのまま使用するものとし、それ以外の鎌倉広町緑地にて広く使用されているものについては、「(仮称)」を付けて呼称するものとした。

#### 【施設等の呼称について】

実施設計において使用する施設等の呼称は、都市公園法に規定されている用語に統一することとし、動線は園路、サインは標識等の用語を用いることとした。

## 2. 基本設計の確認と見直し事項

実施設計の前提条件となる基本設計をもとに、市民活動団体等による保全活動の結果及びモニタリングの結果を参考に、基本設計から実施設計に向けて、見直し事項について取りまとめる。

### 2-1. 樹林地・湿地の保全・活用方針区域の再検討

樹林地・湿地の保全・活用方針区域に関する検討事項の主たるものは、以下の通りである。

#### 【基本設計における課題】

- ・特になし

#### 【市民等からの意見】

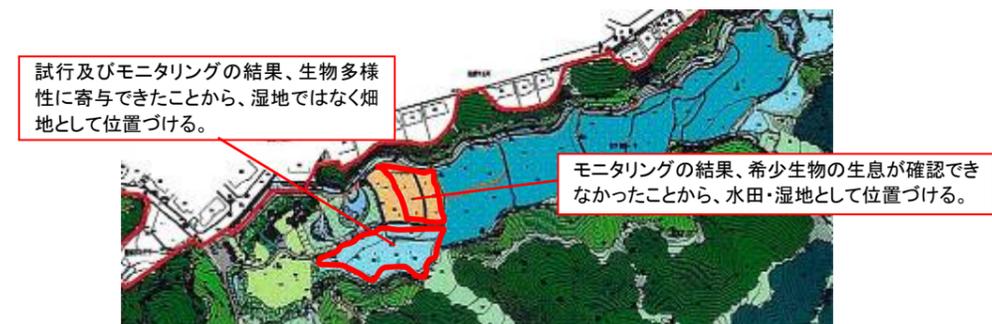
- ① 基本構想で示された、保全・活用の方針(A・B・C区分)が、基本設計では不明瞭である。  
※基本構想で示された保全・活用の方針区分は以下の通り。  
A：手入れをしながら面的に活用可能な区域  
B：手入れをしながら線的な利活用にとどめる区域  
C：最小限の手入れにとどめ遷移を誘導する区域
- ② 御所谷の入口部では、基本設計で示された保全・活用の区分が、畑地である現状の土地利用と合致していない。
- ③ 基本設計で示されたエリア毎の利用方針名称(例えば「学習の谷戸」など)は、実際の保全活動と合致しない。
- ④ モニタリングの結果、希少生物の生息が確認出来なかった場所があり、見直しの必要がある。



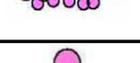
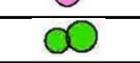
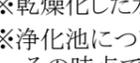
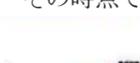
#### 【整備の方針】

- ① 基本設計における名称区分と、保全・活用の方針(A・B・C区分)との対応について、次ページ図面上に整理する。
- ② 御所谷を中心に、畑地としての実態やモニタリングの結果を踏まえて、土地利用の方針を修正する。その詳細は下図に示す通り。
- ③ 各エリアの名称を、場所を示す名称、あるいは整備方針を示す名称を判りやすく修正する。その凡例について、次ページに示す通り。
- ④ 御所谷を中心に、モニタリング結果を反映した土地利用の方針に修正する。内容は、上記②と同様。

### ●実施設計における「保全・活用区域」の見直し内容



●鎌倉広町緑地における保全・活用区域図

表示	実施設計における新たな名称・区分	基本構想の保全・活用方針との対応
	自然林への遷移	C: 最小限の手入れにとどめ遷移を誘導する区域
	二次林	
	雨乞池の湿地	B: 手入れをしながら線的な利活用にとどめる区域
	樹林(二次林)・草地	
	根系草本(オギ・ヨシ等)	A: 手入れをしながら面的に活用可能な区域
	草地・畑地	
	水田・湿地	
	湿地	
	乾性草地等	
	広町の桜林	
	竹ヶ谷の桜林	
	御所谷の桜	
	竹ヶ谷の桐	
	広町の漆林	
	草地(サクラ林の下草等)	
	保全管理スペース・畑地	
	管理事務所	
	池	
	浄化池	

※乾燥化した水田・湿地については、谷戸景観にふさわしい土地利用とする。  
 ※浄化池については、公共下水道接続完了後にはその役目を終えることから、その時点で、用途および名称を見直すものとする。



## 2-2. 園路の再検討

園路に関する検討事項の主たるものは、以下の通りである。

### 【基本設計における園路の構成】

園路は、園路①、園路②、園路③、制限するルート の 4 種類あり、それぞれの利用者・幅員やイメージ等は、右の通りである。

なお、各園路の幅員については、自然環境保全（貴重な植物・樹木等）のため標準幅員を確保できないときは、園路の迂回・幅員の縮小等により対処する。

### 【基本設計における課題】

・特になし

### 【市民等からの意見】

- 園路①の範囲について、見直す必要がある。御所谷は(仮称)大エノキ入口まで、竹ヶ谷は計画通り、小竹ヶ谷は不要である。
- 園路②について見直す必要があり、各谷戸を周遊するルートは、谷戸の環境保全を優先し廃止すべきである。個別には、御所谷の(仮称)大エノキから(仮称)カエル池までは園路③とし、竹ヶ谷の(仮称)二本橋まで、小竹ヶ谷の園路①として計画された区間を、園路②とすべきである。
- 御所谷については、御所川の護岸整備が必要で、合わせて園路の仕上がり高さを湿地より高くし、園路の歩行性を確保すると共に、湿地内の水が御所川に流出することを防ぐ必要がある。
- 現状の園路を活用し、過剰な整備はできるだけ避ける。
- 津波等災害発生時には、緊急避難場所として、緑地の尾根が生命線となるため、園路外であっても、新たな緊急避難経路の整備をすべきである。



### 【整備の方針】

- 園路①については、既存の状況を踏まえ、整備コストの縮減や周辺環境への負荷の低減等を加味して整備する。
  - 御所谷は、広場を経由し、(仮称)大エノキまでとする
  - 竹ヶ谷は、基本設計通りとする
  - 小竹ヶ谷は、整備しない
- 園路②についても、既存の状況を踏まえ、整備コストの縮減や周辺環境への負荷の低減等を加味して整備する。
  - 御所谷戸を周遊する園路②については、湿地への無秩序な立入を防ぐため制限するルートと定め御所川側の園路②の一部を園路③とする
  - 竹ヶ谷は、園路①以降、(仮称)二本橋までとする
  - 小竹ヶ谷は、基本設計で園路①として整備する区間を園路②とする
- 御所川については、園路の整備において、歩きやすく、湿地の保全に寄与できるように、園路の仕上がり高さを湿地より高くし、防水機能を施し整備する。

④ 園路③については、路肩の崩落防止や園路からの転落防止等の安全施設を整備するとともに、くさり、丸太階段は、整備費の低減と市民利用の実態を活かし、必要な箇所に整備する。谷戸部を周遊する園路②については、一部を園路③として整備する。

⑤ 園路計画についても、基本構想策定以来、「既存のみちを活用する」こととされているため、実施設計においては、周辺の自然環境への大きな負荷となる箇所について、新たな園路の整備はしない。ただし、津波等災害発生時には、従前に利用されていた道や樹林管理等に使用されている通路等を避難地への経路として通行することを妨げるものではなく、また、どこからでも避難が可能となるよう、その周辺に整備する柵は、ロープ柵等必要最低限とする。

なお、今後、「鎌倉市津波ハザードマップ（修正版）」策定の際において、避難地への経路としての園路整備の要請があった場合には、整備を検討する。

### 【園路の利用主体・幅員等】

園路種別	主な利用主体	幅員の設定（「出展」）
園路① (基本設計における 主動線)	・一般利用者 ・身障者（介助者不要） ・管理用車両	管理用車両（軽車両）及び身障者利用可能な幅員として 2.0m の幅員を確保 「林業実務必携」
園路② (基本設計における 準主動線)	・一般利用者 ・身障者（介助者必要）	歩行者と介助者付きで身障者が利用可能な 0.9m の幅員を確保 「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」
園路③ (基本設計における 副動線)	・一般利用者	歩行者を主体に 0.75m の幅員を確保 「自然公園等事業技術指針」
制限するルート	・ボランティア	原則として整備は行わない。現在ある園路をそのまま利用する。一般利用者等の公園利用者は、立入禁止。

出展：環境省自然環境局自然環境整備課（平成 13 年 3 月）「自然公園等事業技術指針」・東京農工大学農学部林学科（平成元年）「林業実務必携」・「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」（平成 21 年 10 月 1 日施行）

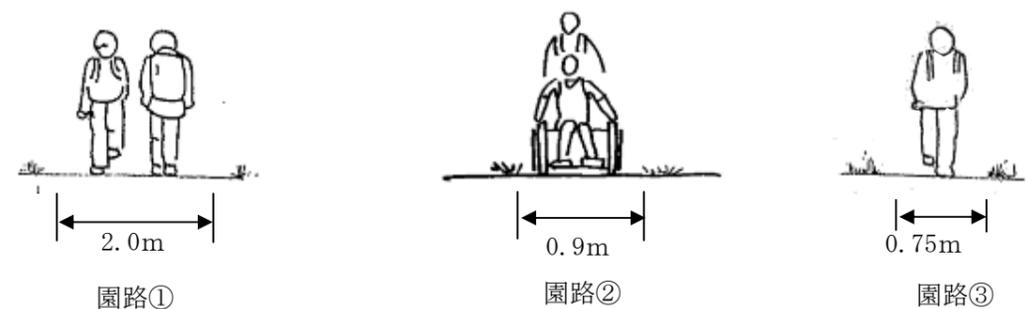


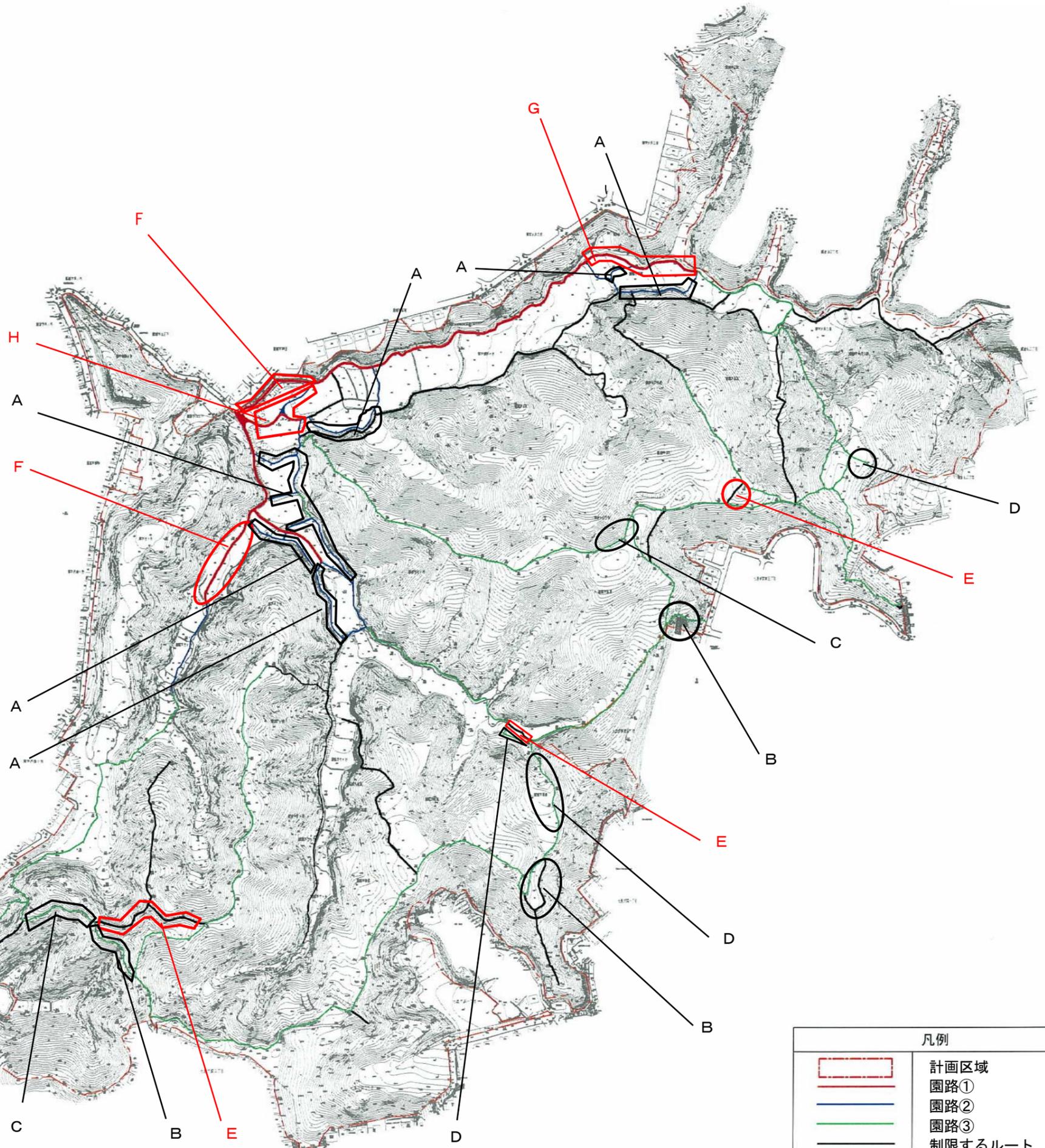
図 園路のイメージ

●実施設計における園路計画の見直し内容

湿地への立入り防止、市民利用の実態反映、整備費の低減を図るため、制限するルートとする。	⇒ A
新たに整備された園路③を活かし、従来の道を廃止するルートとする。	⇒ B
利用者の安全確保、防災工事の整備費低減等の観点から、迂回路を整備し、従来の道を制限するルートとする。	⇒ C
現況の実態を踏まえ、制限するルートとする。	⇒ D
現況のまま、園路③とする。	⇒ E
既存の状況及び環境負荷を考慮し、園路②とする。	⇒ F
既存の状況及び環境負荷を考慮し、園路③とする。	⇒ G
管理事務所の位置変更により、計画内容を修正する。	⇒ H

新たに廃止または制限するルートについては、入口部に立入禁止を明確に表示する。
橋は、各園路における必要箇所に整備する。
くさりと丸太階段は、整備費の低減と市民利用の実態を考慮し、必要な箇所に整備する。
園路路肩の崩落防止、園路からの転落防止等の安全施設を整備する。
各園路の幅員については、自然環境保全(貴重な植物・樹木等)のため標準幅員を確保できないときは、園路の迂回・幅員の縮小等により対処する。



凡例	
	計画区域
	園路①
	園路②
	園路③
	制限するルート

### 2-3. その他施設の再検討

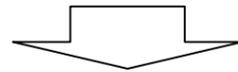
管理事務所位置等については、後述する管理施設に関する再検討で詳述するため、ここでは池や標識等の各種施設について再検討する。

#### 【基本設計における課題】

- ① 池の設置について、再検討する必要がある。
- ② 標識等について、再検討する必要がある。

#### 【市民等からの意見】

- ① 計画されている池については、場所毎にその機能や役割に違いがあり、一律の整備では対応できない。個々の場所毎に検討する必要がある。
- ② 標識は、正確な表示が重要で、重複を避ける。また、判りやすく、美観上好ましいものとする。また、立入り防止箇所には明確な意思表示を行う。
- ③ 雨乞池の湿地については、住民の関心が高く、池の再生を実現したい。
- ④ 貴重種の保護を図り、採取の禁止、外来種持込の禁止、犬の散歩禁止等、強い警告看板を設置する。

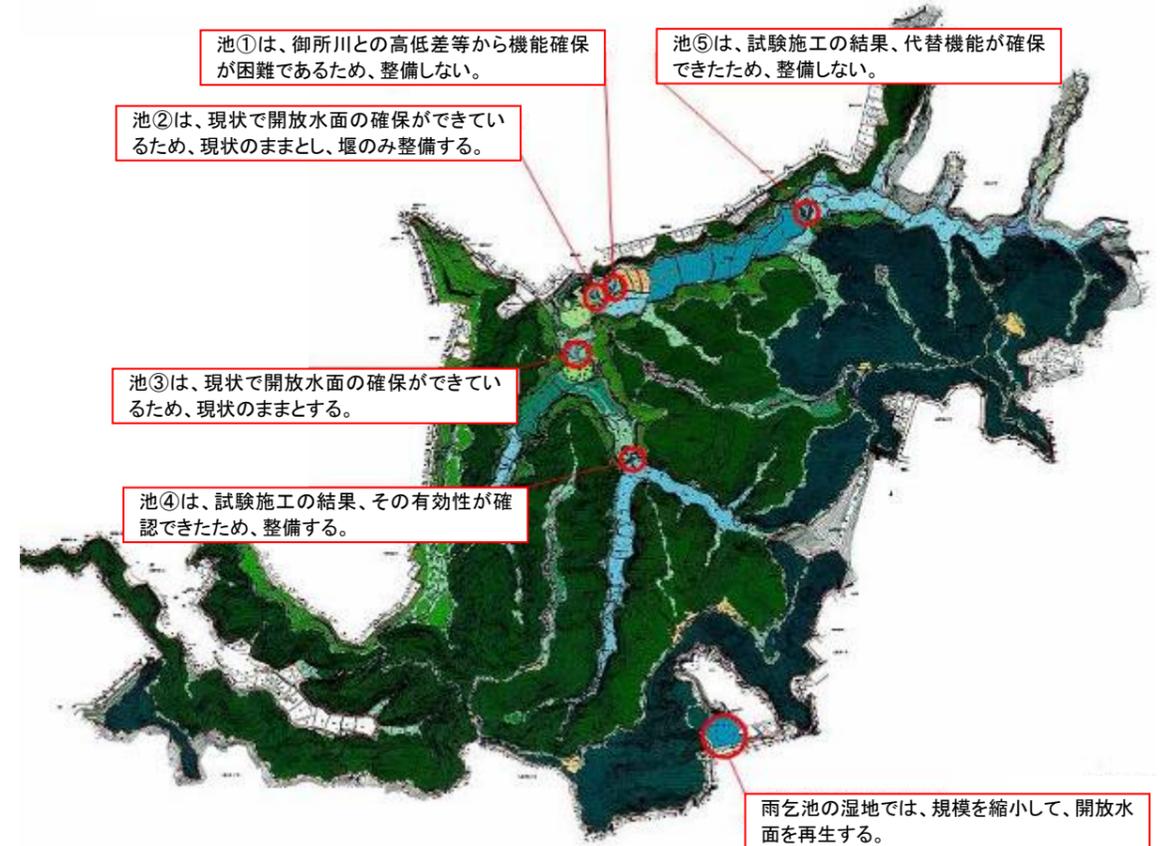


#### 【整備の方針】

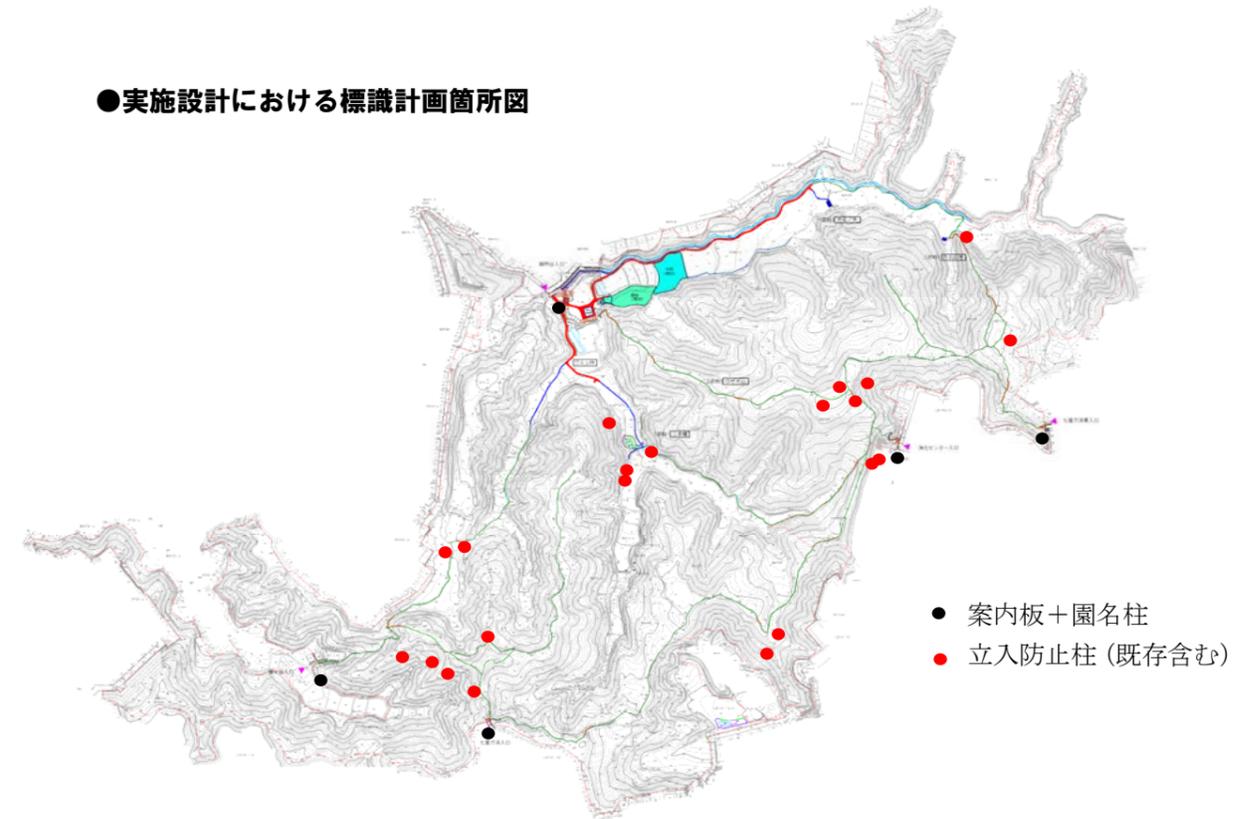
- ① 池については、個々の場所ごとに、以下のように対応する。
  - ・池①は、御所川との高低差等から機能確保が困難であるため、整備しない
  - ・池②は、現状で開放水面の確保ができているため、現状のままとし、堰のみ整備する
  - ・池③は、現状で開放水面の確保ができているため、現状のままとする
  - ・池④は、試験施工の結果、その有効性が確認できたため、整備する
  - ・池⑤は、試験施工の結果、代替機能が確保できたため、整備しない
- ② 標識計画は、以下のよう整備する。
  - ・全体案内図や利用制限表示等は、各入口に1基ずつ整備する
  - ・必要な箇所に、情報提供の案内板を整備する
  - ・その他の標識計画については、必要な箇所に整備する
  - ・誘導標識については、デザインの統一性を確保し整備する
- ③ 雨乞池の湿地では、規模を縮小して、開放水面を再生する

2-1. ~ 2-3. までの検討した内容を踏まえ作成した計画平面図を、次ページの通り示す。なお、施設詳細については「4. 個別施設等の検討」で詳述する。

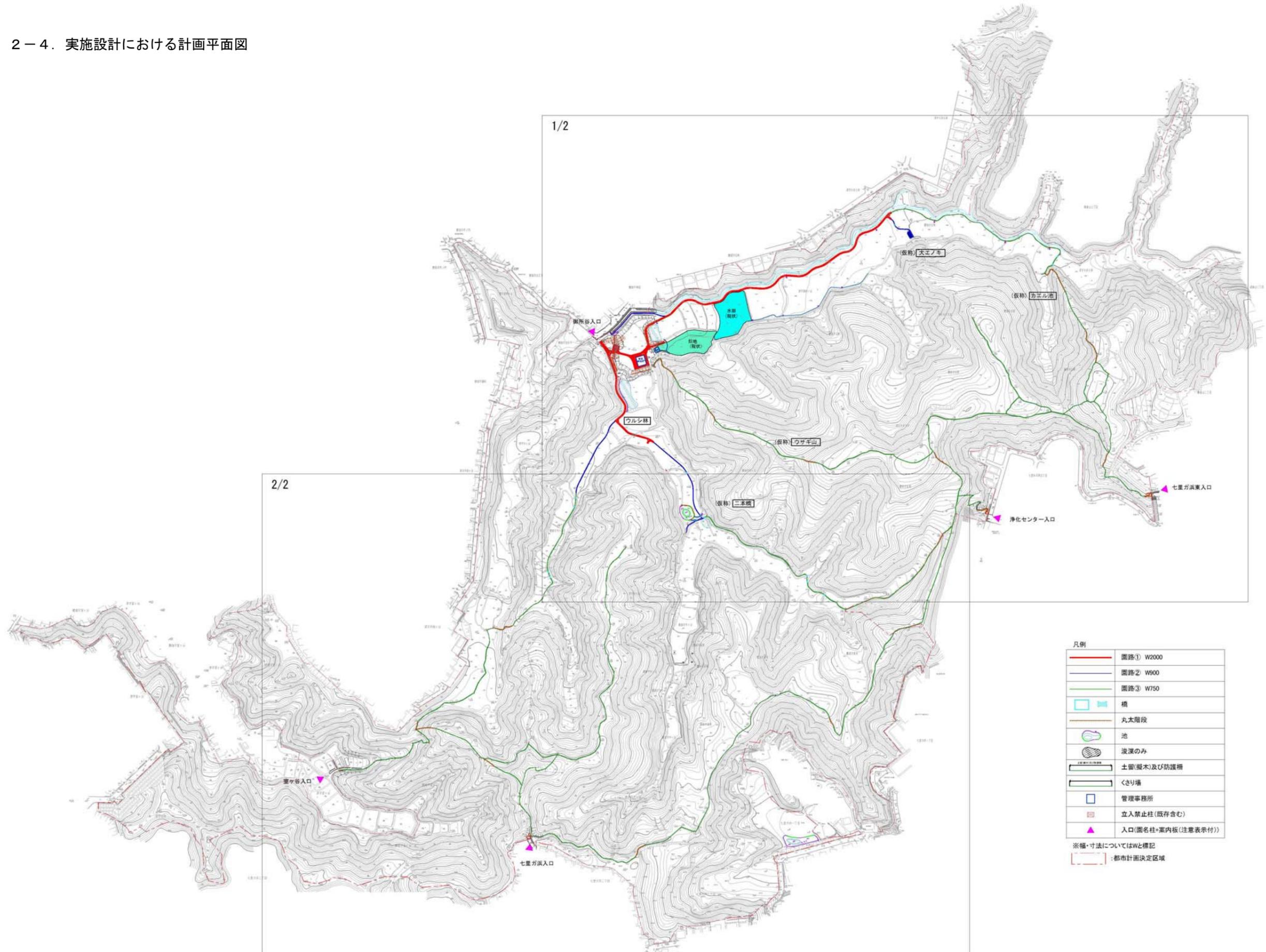
### ●実施設計における池等施設の見直し内容



### ●実施設計における標識計画箇所図



2-4. 実施設計における計画平面図





凡例	
	園路① W2000
	園路② W900
	園路③ W750
	橋
	丸太階段
	池
	浚渫のみ
	土留(擬木)及び防護柵
	くさり場
	管理事務所
	立入禁止柱(既存含む)
	入口(園名柱+案内板(注意表示付))

※幅・寸法についてはWと標記  
 : 都市計画決定区域

